

# 外来腫瘍化学療法診療料1の 施設基準に係る掲示

当院では、化学療法実施中の患者さんの安全確保や体調不良時等の緊急を要する場合、以下のとおり体制を整備し診療を行っております。

- 化学療法に係る専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者さんからの電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しております。
- 急変時などの緊急時に、当該患者さんが入院できる体制を整備しております。
- 患者さんへ実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。